

議案第 号

スポーツ基本法の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例案を次のように提出する。

平成 23 年 月 日

三次市長 増 田 和 俊

スポーツ基本法の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例（案）

（三次市スポーツ振興審議会設置条例の一部改正）

第 1 条 三次市スポーツ振興審議会設置条例の一部を改正する条例（平成 16 年三次市条例第 279 号）の一部を次のように改正する。

題名中「スポーツ振興審議会」を「スポーツ推進審議会」に改める。

第 1 条中「スポーツ振興法（昭和 36 年法律第 141 号。以下「法」という。）第 18 条第 2 項」を「スポーツ基本法（平成 23 年法律第 78 号）第 31 条」に、「，三次市スポーツ振興審議会」を「，三次市スポーツ推進審議会」に改める。

第 2 条各号列記以外の部分中「，法第 4 条第 4 項及び第 23 条に規定するもののほか」を削り、「スポーツの振興」を「スポーツの推進」に改め、同条第 7 号中「スポーツの振興」を「スポーツの推進」に改める。

（三次市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

第 2 条 三次市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例

(平成16年三次市条例第66号)の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

文化財保護委員会委員	日額	7,800円
歴史民俗資料館運営審議会委員	日額	7,800円

」を

「

文化財保護委員会委員	日額	7,800円
------------	----	--------

」に、

「

体育指導委員	年額	36,000円
スポーツ振興審議会委員	日額	7,800円

」を

「

スポーツ推進委員	年額	36,000円
スポーツ推進審議会委員	日額	7,800円

」に改める。

(三次市体育施設設置及び管理条例の一部改正)

第3条 三次市体育施設設置及び管理条例(平成16年三次市条例第128号)

の一部を次のように改正する。

第1条中「,スポーツの振興」を「,スポーツの推進」に改める。

第21条を第23条とし,第16条から第20条までを2条ずつ繰り下げる。

第15条第1項中「第9条」を「第10条」に改め,同条を第17条とする。

第14条の2を第16条とする。

第14条を第15条とし,第10条から第13条までを1条ずつ繰り下げる。

第9条第1項第3号中「第6条第2項各号」を「第7条第2項各号」に改め,同条を第10条とする。

第8条を第9条とし,第7条を第8条とし,第6条を第7条とする。

第5条中「第6条,第8条,第9条,第12条,第15条及び第17条」を「次条,第9条,第10条,第13条,第17条及び第19条」に改め,同条を第6条とする。

第 4 条の 2 を第 5 条とする。

別表第 3 中

「

別表第 3 ( 第 1 2 条関係 )

」を

「

別表第 3 ( 第 1 3 条関係 )

」に改める。

別表第 4 中

「

別表第 4 ( 第 1 4 条の 2 関係 )

」を

「

別表第 4 ( 第 1 6 条関係 )

」に改める。

( 三次市営水泳プール設置及び管理条例の一部改正 )

第 4 条 三次市営水泳プール設置及び管理条例 ( 平成 1 6 年三次市条例第 1 2 9 号 ) の一部を次のように改正する。

第 1 条中「スポーツ振興法 ( 昭和 3 6 年法律第 1 4 1 号 ) 第 1 条及び同法第 1 2 条の目的を達成するために」を「スポーツ基本法 ( 平成 2 3 年法律第 7 8 号 ) 第 4 条の規定に基づき、市民の心身の健全な発達と明るく豊かな市民生活の形成に寄与するため、」に改める。

第 1 7 条を第 2 0 条とし、第 1 4 条から第 1 6 条までを 3 条ずつ繰り下げる。

第 1 3 条第 1 項中「第 9 条」を「第 1 1 条」に改め、同条を第 1 6 条とする。

第 1 2 条の 2 を第 1 5 条とする。

第 1 2 条を第 1 4 条とし、第 4 条から第 1 1 条までを 2 条ずつ繰り下げる。

第 3 条の 3 を第 5 条とする。

第 3 条の 2 を第 4 条とする。

別表第 2 中

「

別表第 2 ( 第 3 条の 2 関係 )

」を

「

別表第 2 ( 第 4 条関係 )

」に改める。

別表第 3 中

「

別表第 3 ( 第 1 0 条 , 第 1 2 条の 2 関係 )

」を

「

別表第 3 ( 第 1 2 条 , 第 1 5 条関係 )

」に改める。

( 三次市 B & G 海洋センター設置及び管理条例の一部改正 )

第 5 条 三次市 B & G 海洋センター設置及び管理条例 ( 平成 1 6 年三次市条例第 1 3 1 号 ) の一部を次のように改正する。

第 1 条中「体育の振興」を「体育の推進」に , 「スポーツ活動の促進」を「スポーツ活動の推進」に改める。

第 1 6 条を第 1 7 条とし , 第 1 2 条から第 1 5 条までを 1 条ずつ繰り下げる。

第 1 1 条第 1 項中「第 8 条」を「第 9 条」に改め , 同条を第 1 2 条とする。

第 1 0 条を第 1 1 条とし , 第 9 条を第 1 0 条とする。

第 8 条各号列記以外の部分中「 , 第 6 条」を「 , 第 7 条」に改め , 同条を第 9 条とする。

第 7 条を第 8 条とし , 第 6 条を第 7 条とする。

第 5 条の 2 を第 6 条とする。

別表中

「

別表 ( 第 9 条関係 )

」を

「

別表（第10条関係）

」に改める。

（スポーツ・文化みよし夢基金条例の一部改正）

第6条 スポーツ・文化みよし夢基金条例（平成19年三次市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条中「スポーツ・文化の創造及び振興」を「スポーツの推進並びに文化の創造及び振興」に改める。

（三次市文化振興基金条例の一部改正）

第7条 三次市文化振興基金条例（平成16年三次市条例第111号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「寄付金相当額」を「寄附金相当額」に改める。

（三次市歴史民俗資料館設置及び管理条例の一部改正）

第8条 三次市歴史民俗資料館設置及び管理条例（平成16年三次市条例第126号）の一部を次のように改正する。

第8条を削り，第7条を第8条とし，第6条を第7条とする。

第5条の2を第6条とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は，公布の日又はスポーツ基本法（平成23年法律第78号）の施行の日のいずれか遅い日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日の前日までに改正前の三次市スポーツ振興審議会設置条例第5条の規定により任命された三次市スポーツ振興審議会委員については，この条例第1条の規定による改正後の三次市スポーツ推進審議会設置条例第5条の規定により任命された三次市スポーツ推進審議会委員とみなす。